

## 第5回安曇野市都市計画審議会 会議概要

- 1 審議会名.....第5回安曇野市都市計画審議会.....
- 2 日 時.....平成20年3月25日 午後 1 時 30 分から午後 3 時 10 分まで.....
- 3 会 場.....安曇野市豊科総合支所 第2会議室.....
- 4 出席者.....小林委員、宮川委員、山田委員、斉藤委員、勝野委員、塚田委員、水谷委員、下里委員、藤澤委員、望月委員、矢澤委員、丸山委員、降幡委員、高山委員、松澤委員、宮下委員、仁科委員（代理水口課長補佐兼計画調査係長）.....
- 5 市側出席者.....都市建設部：久保田部長、等々力課長、浅川補佐、鎌崎企画員、山田主査.....
- 6 公開・非公開の別.....公開.....
- 7 傍聴人.....0人.....記者.....0人.....
- 8 会議概要作成年月日.....平成20年4月4日.....

### 協 議 事 項 等

- 1 会議の概要
  1. 開 会 （等々力課長）
  2. あいさつ （久保田部長）（藤澤会長）
  3. 土地利用検討に関する資料説明（事務局より説明）
  4. 閉 会

#### 意見概要

○現在、県と調整中とのことであるが、この提言の原則の対応を県ができないとすれば、もう線引きはあり得ないという考えでよいか。対応できない場合は、条例以外に道はないと思うが、線引きで対応できるという可能性がどのくらいあるか。

→ 何パーセントとか申し上げられないが、対応できないという県の見解であれば、安曇野市独自の条例で運用していく他ないと考えている。

○今まで長野県でこの対応をした事例が無い。実際にこれができれば最高だと思う、スケジュールを見ると6月ごろ最終判断ということだが、この6月までに県の対応がはっきりしない場合は、まだ若干延びる可能性があるか。

→ 平成23年4月スタートは今のところ崩すつもりはないので、それに向けて協議を進めていくが、若干延びる可能性はある。

○この提言書が出てきた段階で、都市計画審議会に報告とあるが、この審議会での意見はどうなるのか。

→ 今回は議事案件ではないことと、これは市民検討委員会の皆さんからいただいた提言書であることから、ご意見、ご感想はいただくが、修正することはできない。

○条例でいかないと安曇野市が発展する余地がないと思う。3483の対応ができなければ、ぜひ条例にしたい。意見である。

○乱開発は良いことではないが、市の自主財源を確保し、発展していくためには、ある程度の開発は必要である。土地所有者と土地が無くて住んでいる方と色々な利害がからむと思う。

→ 総合的に市の発展を考えていく必要があると思う。アンケート結果で農家の皆さんにおいては45%の方が「厳しい開発規制」、43%の方が「バランスを保ち一定の開発を容認」との結果であった。そういうことを鑑みながら、検討を進めていきたい。開発についてはどこにでも開発して良いという話ではない。開発できる場所とできない場所をはっきり分けるということなので誤解のないようお願いしたい。

○線引きでも市のマスタープランなどで計画すれば、開発区域を拡大することが認められているため、この安曇野の景観を保存していくには線引きをして、秩序ある開発をしていくほうが好ましいと思う。線引きで不足の部分は、条例等組み合わせる中で、この安曇野の地域に好ましい土地利用の規制を検討していくことが必要だと思う。

○景観は確かに安曇野市に大切である。ただ線引きは線の内側と外側では非常に利害が絡む。奇抜なものをつくってむやみに開発することを賛成するわけではないが、慎重にやるべきだ、線引きじゃなくて条例でいけないか、もちろん組み合わせたものが出来れば一番良いと思う。

○原点に戻って整理しないといけない、明科を例にあげると線引きをした場合、駅の周辺は市街化区域となり、これ以外は全て調整区域である。原則の2、4、6、8は線引きをした場合絶対無理。この資料をつくったのも条例の考え方である。

→ 都市計画法の変遷を紹介する。それまで調整区域ではあまり開発してはいけなかったため調整区域が衰退した、これを反省する中で西暦2000年の法改正で、調整区域でもある程度コミュニティーを維持するために開発させても良いということで法が変わった。これが34条の8号の3である。これを想定した絵である。ただ旧豊科町はこれをやっていない。新たな安曇野市として土地利用制度を構築していく場合は、線引きしても出来る、線引きしなくても出来るこういうものを検討する中で、線引きで出来るという範囲を3483で想定して考えている。各県によって運用の仕方は違うが、法の精神には基づいていると思う。始めから条例を意識したものではない。

○県でOKということになれば、これはすばらしい案だと思うので、線引きでも良いと思う。6月までに県が結論を出すのは難しいと思うので、スケジュールにとらわれなく、調整していただきたい。それが無理なら条例でやっていただきたいという意見。

○線引きと条例の組み合わせ案だと思う。県との調整内容について状況を詳しく聞きたい。

→ 線引きが採用できるかどうかという議論が主である。内容については都市計画法の34条の8号の3、8号の2を使い、イメージするまちづくりが出来るかどうか議論を重ねている。全国的な事例や専門委員会の先生方の意見を聞く中では、都市計画法の線引き制度で出来るのではないかとということで、長野県の考え方はどうか議論をしている。一番は安曇野市全域にこの区域をかけたいたいということで、安曇野市は散居集落であるということの説明しながら意見を聞いてきたが、県の考え方は、市街化区域から一定の距離でないとかだめと言われている。もう一点はこの集落のとり方を50戸程度が50m間隔以内で集まっているとの基本的な考え方であるが、安曇野市としては50戸、50mではアメーバ状態になってしまうため、もうちょっとまとまりのある、30戸でも良いまちづくりは出来るのではないかとというようなことを議論しているところである。なるべく早く結論を出したいが、今のところ調整がうまくいっていない。

○長野県として安曇野市の案をどう理解して検討していただくかということが鍵になる。もう少し事前の協議がされても良いのではないかと。また、その内容をもっと市民に知らせて、市民の意見を十分に聞き入れる必要があるのではないかと。もう一つ、説明会に非常に集まりが少ない中で、こういうものが答申されていくことに疑問がある。

→ 県との調整については、正式には5回ほど協議してきている。その内容については都市計画法の趣旨からその手法まで多岐にわたっている。市民の皆さんにこれを随時報告し意見を聞くというのは非常に難しいところである。

市民検討委員会では、「こんなまちづくりをしてほしい」、「こんな開発は認めるがここはだめだよ」というよう議論をしていただき、その手法については専門委員会の先生方の意見を聞く中で市の判断とし、その結果をこの提言されたまちづくりにつなげていきたいと考えている。

あと、説明会への参加人数についてはPR不足もあると思う。ただし、第一回目の説明会はイメージ的なこと、第二回目がまちのかたちということで説明したものであり若干関心が少ないようである。次回は「こういうところの開発は認め、こういうところはだめ」というような具体例を持って説明会にはいきたいと思っている。

○努力して積み重ねてきたのが、県からだめということになったら大変だと思う。県との事前協議や県を逆に納得させ理解させることが必要と思う。

また住民から出ている意見を十分くみつくすことが、非常に重要だと思う。一旦決めたことを戻すのは大変である。慎重な対応をお願いします。

○説明会で理解できない人が多い、線引きをしたら、A区域しか開発はできないとはっきり言わないといけない、この提言の内容が線引きでできれば最高である。ただ今のところ県で認めていない。県がはっきりしない内に説明をしてもまったく無意味な説明会になってしまう。

→ 線引き制度か条例にするのかということについては今後話していくが、この提言書が達成できる制度をこれから構築していくということである。安曇野市で線引き制度にしていくと決まれば、全市線引き制度にし、それに住民参加のルールプラス都市計画法でいたらない部分の規制のルールを条例でかける。もうひとつは全部条例でやっていく。そのどちらかを今選択しているということ。次回の説明会は、一定の方向が出てから入りたいと思っている。スケジュールでは6月と記載してあるが、いろいろな事

情で調整に時間がかかると、6月の決断が先送りになり、その分説明会も遅れる。

- この提言書の内容については、自分たちの地域を知っている地域住民が関わりあっていけるというような内容でまとめてあると思う。
- この市民検討委員会からでている案は大変立派なものであると思う。これをいかに実現していくかということがこれからの課題で線引きか非線引きか選択になると思う。私個人の意見としては線引きをしてほしい。